

## 令和元年 10月から消費税率は 10%へ ～新消費税率と私たちの消費～

### 消費税率引き上げで何が変わる？

今年 10月から消費税は、8%から 10%へ引き上げられ、2%引き上げの増収分は、待機児童解消等の保育分野、高齢者等の医療介護分野、年金生活者支援、幼児教育や高等教育の無償化等、広い分野で考えられています。

税率引き上げに伴う対応として、皆さんに身近に関係するものとして軽減税率制度があります。日々の生活における負担を減らすため、一部の対象品目に係る税率を8%に据え置くという制度です。

### 軽減税率制度をよく知ろう

消費税8%に据え置かれる対象品目はご存知ですか？

#### ・飲食料品（お酒、外食を除く）

飲食料品＝人の飲用、食用に供されるもの

8%	飲料食品(テイクアウト・宅配等)、有料老人ホームでの食事提供、学校給食等
10%	外食、お酒、ケータリング・出張料理等、医薬品・医薬部外品等

「持ち帰り」だけでなく、飲食できるお店で購入する場合は、販売店は8%と10%のどちらかを判断するために、お客様に「テイクアウトかイートインか」を確認することになります。

#### ・新聞

定期購読契約された週2回以上発行されるもの

### 軽減税率制度で消費者が気をつけることは？

お店で飲食料品を買う時、値段はどのように表示されるでしょうか。価格表示は、税込みの『総額表示』が義務付けられています。しかし、一定期間は税抜き表示も認められ、それは消費者の選択やお店の対応で税率や表示が変わるためです。そのため、私たち消費者も仕組みを理解してしっかり備え、正しく選択することが大切です。

価格表示方法は様々なケースが想定されています。総額で表示されるもの、本体価格＋税額で表示されるもの、また、店内に大きくポスター掲示するなどして、お店の価格表示ルールをお知らせする店舗もあるようです。

また、税率アップによる消費の冷え込みを避けるため、国の施策として、キャッシュレス決済（クレジットカード、デビットカード、電子マネー、スマホ決済等）によるポイント還元制度も開始されます。お買い物の際には、商品の選択、価格の確認、支払い方法など、しっかり確認しましょう。

◎政府広報オンラインにおいて、消費税率の変更に関する広報を行っています。

消費生活相談のことなら・・・

- 岐阜県県民生活相談センター 058-277-1003
- 輪之内町消費生活相談窓口(住民課) 0584-68-0185
- 消費者ホットライン ☎188